

労働総研 ニュース

No.421
2025年 7月号
(2025年7月30日発行)

発行 一般社団法人労働運動総合研究所(略称:労働総研) rodo-soken@nifty.com
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501
☎・Fax (03)3230-0441 <http://www.yuiuidori.net/soken/>

新宿区労連・新宿一般労働組合が記者会見

新宿で暮らす若者の生計費は28万円

中澤秀一氏が調査結果を紹介

新宿区労連・新宿一般労働組合は2024年に、東京の新宿で労働者が普通に暮らすためにどのくらい費用がかかるかを明らかにするために最低生計費調査を実施。7月15日に記者会見を開き、結果を公表しました。この調査の指導・援助をされた中澤秀一氏(静岡県立短大准教授・労働総研理事)が調査結果を以下のように紹介しています。

6年前より約2万円も上昇

2019年に実施した同様の調査では、25歳の若者が新宿で一人暮らしをするためには、男性で月額265,786円、女性で262,506円(いずれも税・社会保険料込み)が必要だという結果でした。今回の調査(2025年4月時点)で、新宿で25歳女性が普通に暮らすために必要な費用は、月額281,561円でした。前回2019年調査と比較して約20,000円(7.6%)も上昇しています。

2019年の消費増税や、2020年から本格的に始まった物価高騰の影響を受けて、賃金がこ

れに見合って上昇していなければ、労働者の暮らし向きは苦しくなったことを意味します。実質賃金は現在5か月連続でマイナスの状態です。

「20年代には最賃2,000円」が妥当!

昨年10月の最低賃金改定により、東京都における最低賃金額は1,163円となっています。しかし、今回の試算結果からみると、低水準であると言わざるを得ません。最低賃金は、現時点で少なくとも時給1,626円、人間らしい労働時間を加味すれば1,884円が必要です。政府の掲げる「20年代に1,500円」の目標は低すぎます。今回の調査結果を踏まえれば「20年代に2,000円」が妥当な目標です。

しかも、「生計費には地域差がない」ということが、全国27以上の都道府県で取り組んだ最低生計費調査から明らかです。最低賃金の地域間の大きな格差、これの是正は地域の経済・産業、地域社会にとって切実な問題になっています。「全国一律最低賃金制度」は、国民的などというべき声になっています。

最賃当事者の女性が切実な発言

コロナ禍を経たライフスタイルの変化により音楽や動画などのサブスクリプション(定額制利用権)費用の追加がみられましたが、一方で冠婚葬祭の費用項目は減少しています。とりわけ、非正規で働く若年女性にとって最賃は身近な賃金です。

記者会見に参加した女性2人、最賃の当事者が「飲み会や結婚式に参加できない」「旅行(帰省)ができない」という切実な実態を発言され、活発な質疑応答がありました。

- 目次 -

新宿で暮らす若者の生計費は28万円	1
長時間労働の根絶を	2
研究部会の活動報告	2
ホームページリニューアル完成	3
労働総研の活動日誌	3

長時間労働の根絶を

7. 11厚労省に署名提出行動

/労働法制中央連絡会

労働法制中央連絡会は、現在取り組んでいる「長時間労働の根絶・労働時間短縮を求める要請書」(個人署名6,126筆、団体署名438筆)を7月11日に厚生労働省に提出し、担当者と意見交換を行いました。

冒頭あいさつで九後健治労働法制中央連絡会代表委員は、過労死認定された脳・心臓疾患で亡くなった人の多くが長時間労働だった。やはり長時間労働をなくす必要があると指摘しました。また、土井直樹事務局長は「家族で過ごす時間を増やしたい」「人員を増やしてほしい」など一言署名を紹介し、長時間労働の根絶が切実な要求であることを訴えました。

参加者からは、「医療や介護の現場では夜勤での長時間労働が増えている。法的な規制を」(医労連)、「自治体の職場は労基法の33条(災害時の時間外労働)があるため、日常的に長時間労働ができる状況だ」(自治労連)、「職場では臨時的ではないのに時間外労働の特別条項が毎年認められている」(JMITU)、「ジェンダー平等を実現するためにも長時間労働の根絶を」(新婦人)、「過労死等防止法ができたが過労死は減っていない。医師の長時間労働は病院全体に影響を与えている」(いの健センター)など、職場の実態を発言し、規制強化の議論を労政審で行うことを求めました。

厚労省の担当者からは「長時間労働は規制が必要。今の労政審は規制の在り方を議論しており緩和目的ではない。皆さんの意見を聞いていく」と回答しました。また、労政審の中で使用者委員が裁量労働制の緩和を求めていることについて追及すると、「今の制度は業種などを絞って適切に運用がされている」と回答。審議会でも緩和しようという発言があれば、制度の趣旨とは違っていると事務局として指摘すべきではないかとただしましたが、「委員で議論されるものなので事務局は何も言えない」と答えました。

最後に自由法曹団の高橋弁護士が「時間外労働は本来使用者側が36協定を伏してお願いするものだ」と指摘し、時間外労働の規制強化を再度求めて要請を終わりました。

労政審労働条件分科会の危険な議論・概要

労働法制をめぐっては、労政審労働条件分科会で労働時間制度や労使コミュニケーション、労基法の「労働者」・「事業」などが現在議論されています。

特に労使コミュニケーションの基盤整備を早く行えと使用者委員は主張しており、その最終目的は職場での労使コミュニケーションだけで裁量労働制の対象業務の拡大ができるようにするためです。また、勤務インターバル制度には消極的で、「働き方改革」により労働時間が短くなる成果が出ていると評価しており、長時間労働根絶の私たちの要求には背を向けています。また、一方で労働者委員が労働時間規制は主張している一方で、裁量労働制は現行法を守ることを主張し廃止は求めていないという問題もあります。

裁量労働制などデロゲーション(法規制の適用除外)が容易にできる仕組みづくりではなく、長時間労働根絶・労働時間短縮の議論を課題にするよう求めていく必要があります。(7.11行動への参加要請書より)

<研究部会の活動報告>

◇女性労働研究部会報告 /6月26日に開催

「ジェンダー平等社会の実現に向けて『年収の壁』を乗り越えるには一女性も男性も自立して、人間らしく働き、生きることができると題して中嶋晴代さんが報告しました。

「年収の壁」の制定と見直しの経過、2025年度税制改定による所得税の見直しと年金制度改定による被用者保険の適用拡大の概要を説明。課税最低限は160万円に引き上げるが、女性を低賃金に誘導する配偶者控除・配偶者特別控除・第3号被保険者制度は残して女性をワーキングプアにとどめ置き、労働力不足の下で女性の労働力を低賃金で少しでも長く「活用」するものとなっています。ジェンダー平等の実現や女性の自立を妨げている背景

には「年収の壁」だけでなく、「低賃金」「長時間労働や性・雇用形態差別など問題が多い労働実態」「保育・介護をはじめ脆弱な社会保障」「性別役割分担」などがあり、これらの諸課題をあわせて検討することが重要であることが指摘されました。

「年収の壁」を乗り越える税制や社会保障制度の抜本的な改革として、被扶養配偶者を優遇する「世帯単位の制度」から「個人単位」の税制や年金・社会保険制度と充実した社会保障制度の確立が重要です。

雇用労働者については、最低賃金を全国一律で1500円～1700円に引き上げ、あわせて長時間労働の是正や性・雇用形態の差別禁止、保育・介護等の公的拡充などで、各自が自立して生活を営むことができる賃金を得て、配偶者控除・扶養控除の適用対象から外れる。また、全額国庫負担の最低保障年金制度の創設を求めるとともに、早期にすべての雇用労働者に被用者保険を適用することで第3号被保険者から外れることができる。また、社会保障の大改悪をやめさせ、これまで主に世帯で担ってきた保育や教育・医療・介護・年金・住宅等の社会的サービスは国や社会全体で整備・拡充して、だれもが生活上の不安がなく、安心して働き、生活できる社会をつくり、「控除」ではなく「公的サービスの拡充」と「該当者への諸手当等の給付」へと制度を変えることなどが提起され、論議しました。

ホームページリニューアル完成

7月15日から公開しています！

労働総研はこの間、ホームページのリニューアルに取り組んできましたが、このほどリニューアル作業が終了し、2025年7月15日

(火) 正午から新しいホームページを公開しております。従来どおり、「労働総研」で検索していただければ閲覧できます。

リニューアルしたホームページは、デザイン的にこれまでのものより見やすくなり、労働総研の中心的事業である『労働総研クォーターリー』の全文掲載（これまでは目次のみ公開）が大きな特徴です。また、過去ページも閲覧可能となっていますので、従来のホームページとの連続性も保たれています。

これまでのホームページと比べて利用しや

すくなったものと思いますが、不都合な部分もあるかと思われます。お気づきの点がありましたら、労働総研の下記のメールアドレスまでご連絡ください。

※ rodo-soken@nifty.com

◇労働総研の活動日誌

6月30日 労働政治研究部会

7月 1日 企画委員会

2日 松丸和夫代表理事が全労連学習会で講演。

定時社員総会議案を発送。

5日 関西産業労働研究部会

10日 事務局打合せ

14日 国民春闘白書編集会議

16日 事務局会議

23日 国民春闘白書執筆者会議

28日 企画委員会